

「神奈川こころの自由裁判」の公正な判決を求める要請署名

東京高等裁判所 第 15 民事部 殿

「神奈川こころの自由裁判」(貴庁平成 21 年(行コ)第 284 号)について、貴裁判所において慎重に審査を進めていただいていることに、心から感謝します。

2004 年 11 月、神奈川県教育委員会は県立学校長に対して、卒業式・入学式の国歌斉唱時に教職員に起立を強制する「教育長通知」を発出しました。それ以来、神奈川の県立学校では、「日の丸・君が代」の強制が一気に強まりました。

このような「起立・斉唱」の強制は、教職員の内心に踏み込んで国旗国歌に対する忠誠を強要するとともに、教育の自主性・創造性を蹂躪するものであって、憲法 19 条の保障する「思想・良心の自由」を侵害し、教育に対する「不当な支配」を禁止した教育基本法に違反することは明らかです。神奈川こころの自由裁判の原告は、2005 年 7 月、このような違憲・違法な「日の丸・君が代の強制」を止めさせるため、教職員に起立斉唱義務がないことの確認を求めて「神奈川こころの自由裁判」を提訴し、貴裁判所において、審理を重ねているところです。

ところが、県教委は、その後も教育現場への介入を続け、2006 年には「君が代」斉唱時の不起立教職員の氏名収集が始まる等、強制は新たな段階へと進んでいます。それに対して、神奈川県個人情報保護審査会及び審議会は、氏名収集は憲法 19 条の保障と深く関係しており「不適當」であるとの答申を出しました。

教職員らは「心」の自由を奪われた教育現場で傷つきながらも、司法の正義に期待し、生徒のための教育に必死で取り組む日々を送っております。

貴裁判所におかれましては、このような私たちの気持ちをおくみ取り頂き、是非とも、憲法の理念と司法の正義を教育現場に実現する、公正な判決を下されますよう、切にお願いいたします。

2010 年 月 日

氏 名	住 所

第 1 次集約 2010 年 1 月末日

第 2 次集約 2010 年 2 月末日

とりまとめ団体 「日の丸・君が代」強制反対 神奈川こころの自由裁判をすすめる会
署名送付先 〒210-8544 川崎市川崎区砂子 1-10-2 ソシオ砂子ビル 7 階 川崎合同法律事務所気付